

自由化を考える

—大学と損害保険業界の類似性—

小 川 浩 昭

目 次

1. 問題意識
2. 損害保険業界の自由化
3. 大学の自由化
4. 両者の比較
5. 大学改革と大学ガバナンス

補論 「属人的教育から組織的教育へ」を考える

付記 「経済学分野の参照基準（原案）」を考える

1. 問題意識

早いもので筆者が損害保険業界から大学に移って13年が経過し、今年度14年目となった。損害保険業界に18年間在籍したが、そのうち2年間は休職して大学に出向していたので実質16年となり、今年大学勤務が実質16年目でいよいよ両者が並ぶ。2000年度に大学に移ったが、大学に移って間もなくの頃の損害保険業界の動向はすさまじく、それは社名の変化に象徴される。戦後長らく続いた寡占体制の下で固定していたかのような社名が、原形を留めることのないまでに変化した。自分が入社した頃（1982年）の、会社が永遠普遍に存続すると暗黙のうちに信じていた頃と比較すると、信じられない光景である。

このような変化は、再編という形では現れていなかったが、それまでに進んでいた急激な変化の一つの集大成、具体的な形といえよう。この点からは、業界再編成自体を筆者は体験したわけではないが、業界再編に至る

すさまじい変化を多少体験できたのではないかと思っている。「急激な変化」、「すさまじい変化」などという言葉と並べたが、そのような変化とは、ひと言で言えば、「護送船団体制・護送船団行政の崩壊」ないしは「自由化」ということになろう。したがって、業界再編という形で指し当たったの収束を見せたすさまじい変化=自由化への変化を、多少筆者も損害保険業界において体験したといえる。

業界再編直前で離脱した形になるにもかかわらず、あえて変化=自由化を多少体験したと主張するのは、明らかに業界の様子、会社の様子、仕事の様子に変化したと感ずることができたからである。1995年の保険業法改正で保険業界は自由化に向かったとはいうものの、その動きは極めて漸進的なものであり、保険行政がどこまで本気で自由化しようとしていたかは定かではない、不透明な裁量行政の余地を残すものであった。それが、1996年12月の日米保険協議の決着で保険行政、保険業界の思惑などは吹っ飛ぶような急激な自由化が進められることとなり、その前月に発表された日本版ビッグバン構想の先頭に損害保険業界が立たされる形となった。わが国が大きな決断をする場合は黒船が来ないとだめなようで、日米保険協議の決着内容は一種の不平等条約であり、歴史が繰り返された側面がある。したがって、日米保険協議決着後筆者が大学に移るまでの3年間は、損害保険業界の幕末に匹敵するのではないか。

この3年は、今までの仕事のやり方を組織・プロセス等根底から見直すような力が働き、仕事をしていて、何となくではあるが、自分が歴史的な局面に立ち会っているような感じを覚えた。何かに追い立てられるような圧迫感を感じながらも、仕事は面白かった。それにもかかわらず損害保険業界を飛び出したのは、民間企業でやる仕事としてはこれ以上面白い仕事はないのではないかと思う程仕事が面白かったものの、あくまでも「民間企業でやる仕事」という前提付きであり、この前提を外した時には、「好きな勉強で飯を食っていければ」という想いが殊のほか強く、そこで思い切って転職した次第である。したがって、決して自由化を恐れ、自由化の波に飲まれまいとして、損害保険業界を脱出したわけではない。

とはいうものの、「象牙の塔」として、どこか「世間離れ」しているように思っていた大学に移ったことによって、追い立てられるような状況からは開放され、好きな勉強が落ち着いて出来るという期待はもっていた。そのような期待を大きく裏切られたわけではないが、やたら「改革」という言葉を耳にし、「シラバス」、「学生による授業評価」、「就学懇談会」、「FD」等、自分の学生時代には聞かなかったようなことをたくさん耳にし、教わる立場から教える立場で久しぶりに大学というところに戻ったということでは説明できないような、大学の動きというものを感じた。同時にその動きというのが、何かどこかで一度経験したことのあるような動きであった。こうして、全く別の世界に身を転じながら、妙な連続性のようなものを感じ、そういった点では、大学に来た当初より、損害保険業界との類似性というようなものを感じていた。なぜ類似性を感じるのか。言うまでもなく、大学においても自由化が進んでいるからであろう。そこで、改めて両者の自由化の流れを整理し、全く異なる分野を比較しながら、大学の自由化について考えたい。

本来専門分野の保険の自由化¹⁾を考えるべきであるが、本稿では専門分野の自由化との比較を通じて大学の自由化について考察することに主眼がある。筆者は現在大学人であるとはいうものの高等教育研究の専門家ではないので、本稿の主題に対してどれほど意味のある考察ができるのか疑問を持たれるであろうが、全く違う世界から大学という世界に身を転じながら連続性を感じるという稀有な立場からの考察に、多少の意義はあるのではないかと考える。

この点を意識すると、本稿を執筆するにあたって筆者が注意すべきは、大学に来たばかりの頃に感じたカルチャー・ショックである。筆者もすつ

1) 保険の自由化については、自由化を振り返る企画を日本保険学会が行っており、学会としての成果が発表されている。全国大会でシンポジウム「自由化後10年の検証」(2008年10月25日、獨協大学に於いて)が開催され、その成果は機関紙『保険学雑誌』604号(2009年4月)に収められている。また、それとは別に機関紙で「保険自由化10年特集号」(『保険学雑誌』611号)が発行されており、拙稿(小川[2010])も含まれる。わが国の保険自由化に関しては、これらを参照されたい。

かり大学の水に馴染み、以前なら感じた疑問を感じなくなっているかもしれない。言うまでもなく、大学の自由化は、大学を良くするための改革でなければならない。その改革の視角を見つけることは、そう難しいことではなく、大学に染まらない素朴な疑問点に潜んでいるのではないか。その疑問点とは、先にも使った表現であるが、大学の「世間離れ」である。大学は高等教育機関という特殊な存在である。したがって、世間離れしているのは当然であり、大学自身・大学関係者はそのことを大学の他のものに対する特別な部分であり、誇りに思う部分と思っているのではないか。そのことは誤りではないものの、問題はその特殊性に胡坐をかいて、あまりに世間離れしてしまったことにあるのではないか。ここに、筆者の大学に対する問題意識がある。

この「世間離れの放置」とでもいうべき問題に対して、世の中がそれを許さなくなってきたということであり、大学を特別なものとせず、世間と同様な力がかかりだしたということである。この力とは、筆者が保険自由化において根底に据えた新自由主義に基づく金融化・米国化である（小川[2010]p.161）。この点からも、損害保険業界との類似性を感じるのだろう。

そして、「世間離れの放置」という筆者の問題意識を簡潔に言い換えれば、それは「ボンクラ教授の放置」となる。要するに、あまりにも目に余る「ボンクラ教授の放置」が許されなくなってきたのではないか。それに対する対応の遅れが新自由主義に基づく金融化・米国化に大学がもろに飲み込まれることになった主因であると考ええる。

以上の問題意識に基づいて、できるだけ昔の新鮮な気持ちを大切に、専門の保険自由化の知識を駆使しながら、大学改革、大学の自由化について考察する。

2. 損害保険業界の自由化

思い出話風に損害保険業界の自由化について先にふれたが、流れとして整理しておこう。

言うまでもなく、戦後の保険業界の特徴は、護送船団方式である。船団

の中で最も速度の遅い船にあわせて全体を統制し、落伍者を出さないという意味で、1番経営効率の劣る企業でも淘汰されないよう行政が業界全体をコントロールすることであり、保険業界のみならず金融業界全体に当てはまり、金融機関は潰れないという金融機関不倒神話が作られた。潰れるにしても弱小金融機関が例外的に潰れるというもので、その場合でも大手が救済合併して業界の秩序は維持された。金融行政を司る大蔵省の権力は絶対的であり、言うことを聞けば保護してもらえるので、金融機関は顧客よりも大蔵省を見て仕事をしていたのではないか。これは金融機関の一つである保険業界にも当てはまる。このような状況での保険経営とは、行政対応の保険経営である。それは、次のような仕組みであった。

図表 1. 保険審議会答申

生損保共通関係	
1963.1.25	非免許外国保険事業者に対する付保の規制に関する答申
1964.1.27	商法改正に伴う保険業法の一部改正に関する答申
1965.3.22	相互会社組織運営の改善に関する答申
1968.3.27	共済保険問題に関する意見
1969.5.13	今後の保険行政のあり方について
1975.6.27	今後の保険事業のあり方について
1992.6.7	新しい保険事業のあり方
1997.6.13	保険業の在り方の見直しについて(報告)
生命保険関係	
1962.3.22	生命保険経理に関する答申
1962.7.9	生命保険事業に関する答申
1965.11.30	生命保険募集制度の合理化と継続率の改善に関する答申
1972.6.20	保険商品および生保資産運用に関する答申
1972.11.7	国際化の進展等に伴う法制上の諸問題について
1979.6.14	今後の生保事業のあり方について
1985.5.30	新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方
損害保険関係	
1963.1.25	新価保険等新しい構想の保険に関する答申
1965.3.22	損害保険募集機構の改善に関する答申
1965.4.23	地震保険制度に関する答申
1979.6.14	地震保険制度の改定について
1981.6.8	今後の損害保険事業のあり方について
1987.5.19	新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方

(出所) 筆者作成。

大蔵省が行いたいことを保険審議会に答申として出させ、答申の指摘事項として保険会社に課題を見せる（図表1参照）。保険会社は、答申指摘事項に対応すべく、保険経営を行う。したがって、保険経営に経営能力は必要ではなく、保険経営とはいかに行政に対応すれば良いかを考えることであるとの厳しい指摘もある。戦後の保険業界は規制が多く、参入障壁の高い業界であり、保険行政は完全な裁量行政であった。保険事業の資本自由化、国際化により外資系企業を例外的に参入させた程度である。それが自由化されるきっかけは、金融の自由化である。

わが国の金融の自由化も海外からの圧力によるもので、アメリカを中心とする海外の圧力に対応して1984年に「日米円ドル委員会報告」が出され、ほぼ同時に大蔵省は「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」を公表し、これらによって金融自由化を公約することとなった。金融自由化に対しては銀行、証券が先行し、保険業界の対応としては、1989年に保険審議会でも検討を開始し、1992年に保険審議会答申「新しい保険事業のあり方」で自由化に向けた提言がなされた。そこでは、銀行、信託、証券と保険との相互参入も勧告されていたが、保険業法の改正には至らなかった。バブルが崩壊し、他業態との相互参入どころではなくなったからである。1995年の保険業法の大改正は、護送船団体制から自由化へ変革させる内容であるものの、前述のとおり、それをどこまで保険行政として実施するかは定かではなかった。しかし、そのような状況を吹き飛ばしたのが日米保険協議の決着であった。

こうして保険業界は自由化され、生命保険業界ほどバブル崩壊による痛手を被らなかった損害保険業界には、護送船団体制の崩壊・自由化によって大きな再編の波が押し寄せ、寡占体制のもとでの社名が原形をとどめないような再編劇となった。

3. 大学の自由化

大学をいわば自由化する教育改革というのは、決して大学教育あるいは高等教育のみではなく、教育改革全体の中でみなければならないであろう

し、初等、中等における教育改革が何ら高等教育と関係せず個々バラバラに行われたならば、効果的な教育改革など望むべくもない²⁾。このような点に関して、小・中学校は2002年に変わったが、高校の改革は1993年にほぼ終了していると言われる（寺脇[2002]p.3）。そして、1990年代に始まる教育改革のゴールは2004年4月の国立大学独立行政法人化とされる（同p.2）。高校はこの改革で自由化されたが、そのわりにあまり高校が変わったという感じはしない。それは、高校が自由化されて特色あることをやっても、評価されるような状況にはないからである。大学進学の実績が高校の評価を大きく左右する限り、高校は自由化されても大学入試を意識せざるを得ず、結局、大学入試が変わらなければ高校の教育も変わらない関係といえよう。この点では、センター試験を廃止する方向で大改革に動き出すとの報道が最近なされことが注目される。

直接的な大学自由化の流れということでは、1991年が節目の年といえよう。この年に大学設置基準が改正され、自由なカリキュラム編成が可能となった。大学審議会答申[1991]は、今日に至る大学改革の直接的な契機になったといえよう（田代[2001]p.45）。大学設置基準の改正はカリキュラムを自由化するとともに、自己点検・評価の努力義務も定めた。このように、答申が大きな鍵を握るのではないか。これは、先にみた損害保険業界と全く同じである。答申に基づく行政によって業界の動向が大きく左右されるという点では、教育といえども例外ではない。そこで、答申を重視しつつ流れを整理してみよう（図表2参照）。

大学審議会答申[1991]によって大学の自由化が始まるものの、大学審議会答申[1998]では自己点検・評価が十分効果をあげていないとの認識の下に、客観的な評価のための「第三者機関の設置」を提言している。こうして1999年には努力義務であった自己点検・評価は実施義務となり、その講評も義務付けられ、さらに、自己点検・評価結果の外部評価の努力義務も付された上で、2000年に第三者評価機関が「大学評価・学位授与機構」と

2) 中央教育審議会答申[1999]では、全体を構想的に指摘している。

して発足した（喜多村[2002]pp.63-65）。

図表2. 教育に関わる答申等

日付	審議会等	答申等
1963年1月28日	中央教育審議会・答申	大学教育の改善について
1971年6月11日	中央教育審議会・答申	今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について
1985年6月	臨時教育審議会・答申	第1次答申
1986年4月	臨時教育審議会・答申	第2次答申
1987年4月	臨時教育審議会・答申	第3次答申
1987年8月	臨時教育審議会・答申	第4次答申
1991年2月8日	大学審議会・答申	大学教育の改善について
1997年12月18日	大学審議会・答申	高等教育の一層の改善について
1998年10月26日	大学審議会・答申	21世紀の大学像と今後の改革方策について
2001年2月21日	中央教育審議会・答申	新しい時代における教養教育の在り方について
2005年1月28日	中央教育審議会・答申	我が国の高等教育の将来像
2005年9月5日	中央教育審議会・答申	新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて
2008年12月24日	中央教育審議会・答申	高等専門学校教育の充実について
2008年12月24日	中央教育審議会・答申	学士課程教育の構築に向けて
2010年7月22日	日本学術会議・回答	大学教育の分野別質保証の在り方について
2011年1月31日	中央教育審議会・答申	グローバル社会の大学院教育
2012年3月26日	中央審大学教育部会・審議まとめ	予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ
2012年8月28日	中央教育審議会・答申	新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて

（出所）筆者作成。

こうしてシラバス作成、学生による授業評価、FD（Faculty Development）を大学が実施するようになり、前述のとおり筆者が損害保険業界との連続性を感じることとなったのであろう。これらは特に学士課程教育の改善であり、1991年大学設置基準の改正以降常に求められることとなった結果である。このような流れの一応の決着が国立大学の法人化であろうが、大学改革はその後新たな段階に入った。すなわち、中央教育審議会答申[2005a]では、わが国の高等教育がユニバーサル段階に入り、課題が量的規模から「質の保証」へとシフトしたとし、また、質の向上について「機能別分化の対応」を指摘した。この答申を受けて、大学院課程について中央教育審議会答申[2005b]、学士課程について中央教育審議会答申[2008]がまとめられた。中央教育審議会答申[2008]は「学士課程答申」とよばれ、中央教育審議会答申[2005a]で示された学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要があるとの方針のもとに、学位授与方針の明確化、単位制度の実質化を求め、質的転換のための方策を詳細に示した。中央教育審議会答申[2012]は、中央教育審議会答申[2008]で示された質的転換のための方策を実行するための具体的な手立てを明らかにしており、「質的転換答申」とよばれている。したがって、中央教育審議会

答申[2012]は、中央教育審議会答申[2005a、2008]を踏まえて、質的転換のための具体的手立てを明確にしたものである。最近出た答申という点からではなく、内容的に現在の大きな流れを形成している答申といえることから、この答申を詳しく取り上げてみよう。

中央教育審議会答申[2012]では、今後目指すべき社会は安定的な成長を持続的に果たす成熟社会とし、それにふさわしいモデルを提示すべきとして、それを「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」とする（中央教育審議会答申[2012]p.7）。そのような社会で求められる能力が中央教育審議会答申[2008]で提示された「学士力」であるとする（同p.8）。そのためには、能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要であるとする。これは、主体的な学修で従来の教育とは質の異なる教育を求めるとする。具体的には、学生の事前の準備、授業中の教員と学生、学生同士の対話や意思の疎通、事後の展開として授業内容の確認や理解の深化のための探求等を促す教育上の工夫、インターンシップやサービス・ラーニング、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要であるとする（同pp.9-10）。なお、質的転換のためには、教育方法の転換と教員の教育能力の滋養が必要であるとし、それには研究能力の一層の向上が求められるとして、中央教育審議会答申[2008]における研究という営みを理解し、実践する教員が、学生の実情を踏まえつつ、研究の成果に基づき、自らの知識を統合して教育に当たることは大学教育の責務であり、教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追及することが一層重要であるとの指摘を繰り返す（同p.10）。

中央教育審議会答申[2012]では、質的転換への好循環を生み出すための始点を学修時間の実質的な増加・確保に求めている（同p.11）。大学は単位制を基本とするとし、単位は学修時間によって決められるので学修量を重視する。単位を計算する場合の学修量は、授業時間だけではなく、毎回の授業に対する予習・復習の時間を含む。学修時間重視の動きはすでに始まっており、この数年で半期15回の講義の実施が各大学で徹底されるようになった。したがって、ここでの学修時間は次の段階としての予習・復習

の徹底が意識されていると思われる。中央教育審議会答申[2012]では、次のような諸方策が示されたが、学修時間確保のための手立てでもある。すなわち、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画（シラバス）の充実、全学的な教学マネジメントの確立の諸方策が必要であるとする（同p.15）。これらの諸方策で学士課程教育を属人的な取り組みから組織的に提供する体系だったものへと進化させ、教員中心の授業科目編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要であるとする（同p.15）。各授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等を求める（同p.16）。

中央教育審議会では、同審議会大学分科会大学教育部会審議のまとめ「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（2012年3月26日、中央審議会大学分科会大学教育部会審議[2012]）を公表した後、現状の背景を理解するために、「大学教育改革地域フォーラム」を開催して学生や教職員と直接議論をし、学部・学部長アンケート、パブリック・コメントによる意見聴取、有識者等からのヒヤリングを実施しており、それらの結果を踏まえた課題の指摘もなされている。

結論として、今後の具体的な改革方策を提示する（中央教育審議会答申[2012]pp.19-26）。「大学や文部科学省、企業等において速やかに取り組むことが求められる事項」、「中央審議会として制度の枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要があり速やかに議論を開始する事項」に分けて、提示する。

前者については、大学、大学支援組織（大学間連携組織、大学団体、学協会、認証評価機関、大学連携法人等）、文部科学省等、地域社会・企業等に分けて提示する。特に、大学を取り上げると次の通りである。

（1）学位授与方針の下で学生に求められる能力をプログラムとしての学士教育課程を通じていかに育成するかを明示すること。

（2）プログラムの中で個々の授業科目と連携し関連し合いながら組織的な教育を展開すること。

（3）プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則っ

た成果の評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。

3点目の「全学的な教学マネジメントの確立」が目的で、1、2点目はそれを達成するための必要事項といえるが、3点目で「改革サイクル」が登場しているとおり、PDCAサイクルで考えられている。概要として示された図（同p.43）では、明確にPDCAサイクルとして、体系的な教育課程（P）、教員同士の役割分担と連携による組織的な教育（D）、アセスメント・テストや学修行動調査（学修時間等）の活用による、学生の成果評価、教員の教育活動、教育課程にわたる活動（C）、教育課程や教育方法等の更なる改善（A）とする。

ユニバーサル段階

成熟社会（主体性・協調性） → 学士力ある人材
グローバル人材 （中央教育審議会答申[2008]）

アクティブ・ラーニング

<質の転換>

始点：学修時間の実質的な増加・確保

- 1.教育課程の体系化
- 2.組織的な教育の実施
- 3.シラバスの充実
- 4.全学的な教学マネジメントの確立

↓
今後の方向：属人的な教育から体系的・組織的教育への改革

<教学マネジメント>

- P: 体系的な教育課程
D: 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育
C: アセスメント・テストや学修行動調査の活用による
学生の成果評価、教員の教育活動、教育課程に
わたる活動
A: 教育課程や教育方法等の更なる改善

図表3. 質的転換答申の内容

(出所) 筆者作成。

以上のように、中央教育審議会答申[2012]は、質への転換という目的を達成するための始点を学修時間の増加として設定し、改革サイクルとして教学マネジメントを確立することで行おうとしている。

改革が継続的に行われるようにするために、教学マネジメントを組織に一つの構造として組み込む必要がある。それには、改革サイクルとして組み込むというのが有力な方法といえ、この点において、教学マネジメントの確立が重視され、改革の中心を占めると思われる。かくして、中央教育審議会答申[2012]の内容は、図表3のように把握できる。

以上のように、大きな方向性、具体的な手立てが提示され、各大学がそれぞれ独自に取り組むことが求められるという点に自由化が反映されている。そして、きちんと取り組まなければ、認証評価等で制裁される、あるいは、補助金等財政面で差をつけられる。すなわち、標準化と評価によって教学マネジメントに各大学が取り組み教育の質を保証することを求めており、これは評価による大学のランク付けをもたらすため、評価を上げることを求める活動に大学が追い立てられるという構図である。これが、大学の自由化である。

4. 両者の比較

大きな方向性、具体的な手立てが提示され、それに沿いながら各大学でそれぞれ独自に取り組む、きちんと取り組まなければ認証評価等で制裁されるというシステムは、損害保険業界を含む金融機関のシステムと類似する。自由化により金融機関経営に自己責任が求められることに対応してリスクマネジメントが求められ、計量すべきリスクの種類、計量手法などの具体的な手立てが提示されてきた。これらは国際機関によって作成または権威付けられるグローバル・スタンダードとして示され、法的に強制される。その中核を占めるのが、銀行ではバーゼル合意、保険ではソルベンシー・マージン規制である。それに基づき各金融機関がリスクマネジメントに独自に取り組むことが求められ、もし取り組みが不十分ならば、監督官庁によって制裁が加えられる。または、自己資本比率やソルベンシー・

マージン比率などの指標や格付を通じて、市場によって制裁を加えられる。このように経営の枠組みは、大学＝教学マネジメント、損害保険業界＝リスクマネジメントと共にマネジメントが求められる点で類似し、大学も格付けされる時代となったが、決定的に異なる点がある。それは、大学にとって損害保険の商品である保険に匹敵するのは教育研究であり、人を育成するという、また個々の研究者としての研鑽という属人的なものであることである。それにもかかわらず、中央教育審議会答申[2012]は属人的な教育から体系的・組織的教育への改革を目指す。また、教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追求することが重要であるとする。

しかし、こうした提言がなされるそもその問題の所在は、論文もろくに書かず、何の工夫もせずに毎年同じ授業を繰り返すに過ぎない、学内行政でもまともに活動できずおよそ社会人とは思えないようなボンクラ教授の存在にあるのではないか。またそのような存在を許す、排除できない大学の体質、システムが問題なのではないか。それが象牙の塔に対する批判となり、改革を必要と思わせるが、その改革の方向性がアメリカ型大学教育への収斂となっているのが現在の改革の流れではないか。それは、新自由主義的なグローバリゼーションの波によって生じている、後述の経済の金融化・米国化の流れではないか。わが国の改革にも反映している効率性重視・民営化・市場化・学生消費者主義というのは、新自由主義によって正当化されたものであり、大学を、社会を、経済的な次元の一元的な論理で再編成しようとする（広田[2013]pp.50-51）。経済的な次元の一元的な論理で再編成されれば、大学は象牙の塔を打破できるだろう。しかし、それは経営を効率化し、過程を可視化し、消費者ニーズに応え、パフォーマンスを最適化することを目指すに過ぎず、何のための大学なのかという理念なき改革である（同p.65）。大学が象牙の塔を打破することが必要であるにしても、それはボンクラ教授を排除することによってなされるべきではないか。体系的・組織的教育を目指すにしても、自ずと限界があるのではないか。

組織的な教育は、それを行う教員間の連携という人的側面が重要である

が、専門分野の関連性、体系性が何よりも重要である。それは、人的側面は、専門分野の学問的体系を前提とするからである。学問間の関係をどのように考えるかという大変難しい問題であるため、また、そこには高度な専門知識が求められるため、文部科学省から日本学術会議に大学教育の分野別質保証のあり方についての審議が依頼されたと思われる。その回答として、日本学術会議[2010]が出された（図表2参照）。そこでは、「分野別の教育課程編成上の参照基準」が策定されることが明示され、参照基準についての考え方が示される。そして、この考え方にに基づき、参照基準が出されてきた。

2011年6月に日本学術会議内に「大学教育の分野別質保証推進委員会」が設置され、図表4のように参照基準が作成されている。それは、イギリスのSubject Benchmark Statement（分野別参照基準）をモデルとしたものの、このモデルが知識、能力等のベンチマーク基準を設けているのに対して、日本学術会議のものは基準の設定を避け、抽象化したものなので、大学教育に対してどれほど影響力を持つか疑問とされ、質保証の実効性が懸念されている。

図表4. 参照基準

分野	経営学	言語・文学	法学	家政学
発表日	2012年8月31日	2012年11月30日	2012年11月30日	2013年5月15日
目次	1 はじめに 2 経営学の定義 3 経営学固有の特性 4 経営学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養 5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり 7 経営学と企業家精神の育成	1 言語・文学の定義 2 言語・文学固有の特性 3 言語・文学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養 4 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方 5 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり 6 言語・文学分野の教員養成のあり方について	1 はじめに 2 法学の定義 3 法学固有の特性 4 法学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養 5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり 7 法学教員の問題	1 はじめに 2 家政学の定義 3 家政学固有の特性 4 家政学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養 5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり 7 家政学を学修して取得できる主な資格と能力
分野	機械工学	数理学	生物学	
発表日	2013年8月19日	2013年9月18日	2013年10月9日	
目次	1 はじめに 2 機械工学の定義 3 機械工学固有の特性 4 機械工学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養 5 勉強方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方 6 専門性と市民性を兼ねるための教養教育	1 はじめに 2 数理学の定義 3 数理学固有の特性 4 数理学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養 5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方 6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり 7 専門基礎教育及び教養教育としての数理学教育	1 はじめに 2 生物学の定義と対象 3 生物学固有の特性 4 生物学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養 5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方 6 生涯にわたる生物学の学修と大学の生物学教育	

(出所) 筆者作成。

しかし、学問の基本に立ち返るならば、参照基準は抽象的にならざるを得ないのではないか。参照基準を作るには、学問としての体系が問われなければならない。同時に現在の学問の課題が意識される必要がある。課題が意識されるのでなければ、学問の方向性を意識することができない。学問の方向性を意識する必要があるのは、学問は静止しているわけではなく、不断に発展を目指すものだからである。したがって、現体系として把握できるものを静止的に把握するのではなく、発展可能性を持ったものとして把握しなければならない。このような方向性を踏まえた現体系に基づき、学際的な問題を考え、隣接科学、関連科学との関係が考えられる必要がある。その関連性こそがカリキュラム構築の基本となろう。いわば参照基準が果たすべき役割とは、この関連性の提示である。しかし、それを具体的に示すのは困難である。なぜならば、この関連性を示すためには、特

定の学問の立場に立たなければならず、普遍的なものを本来展開できないからである。特定の立場に立つ場合は、結局のところ、その時の多数説、通説的立場に基づくものとなろう。通説＝真理であるとは限らず、また、ある特定の立場の見解を標準として提示するならば、他は排除されることになる。排除された別の立場が強制されるようなことになれば、学問の自由に抵触しないだろうか。

このような問題を避けるためには、カリキュラム構築にほとんど寄与しないような、抽象的なものを参照基準にせざるを得ないのではないか。参照基準として標準化の役割を果たすために、ある程度具体的なものを提示しようとするれば、学問の根幹に抵触する恐れがあり、さりとて無難な抽象的なものは標準として意味をなさないのではないか。この点について、特定の分野に絞り過ぎる嫌いはあるが、例示として、筆者の専門分野である金融分野で考えてみたい。

社会科学は学問としての普遍性が追及されながらも、不断の発展志向により土台の社会経済の動向に影響を受け、その時代の課題に応える面がある。社会経済の動向として指摘すべき大きな動きは、戦後の世界経済体制を再構築するために採られた規制色の強いブレトンウッズ体制の崩壊・自由化である。直接的には国際金融における為替レートの自由化を起点とし、金融自由化として大きな変化をもたらされた。金融自由化は情報通信技術の発展と結びついて金融イノベーションを発生させ、デリバティブやストラクチャード・ファイナンスなどが登場した。ストラクチャード・ファイナンスは証券形態をとることが多く、またその要因の一つにデリバティブが証券に組み込まれることがあげられ、「金融の証券化」が指摘される。1990年代以降はグローバル化に呼応しつつ、世界的に金融が自由化されていくが、こうした金融自由化の歩みは金融のコングロマリット化を進め、バブルを繰り返しながら金融が肥大化する過程でもあった。米ソ冷戦構造の崩壊、IT革命を背景としながらグローバル化は進み、この流れを主導したのが新自由主義的な政策を推し進めたアメリカであった。したがって、金融肥大化という経済の金融化はアメリカ化でもあ

り、土台の社会経済の変化を要約すれば、経済の金融化・米国化である。

この変化を金融関連の科目を意識して捉えれば、金融に関わる現象は、文字通り「金融」、すなわち、「資金の融通＝お金を流す」という機能面に着目し、またリスクが重視される。前者については、「市場型間接金融」、「保険と金融の融合」といった指摘にもみられるように、金融コングロマリット化によって従来の銀行、証券、保険という業態の垣根が低くなり、保険リスクを金融市場で処理することがみられ、リスクと関わり資金を流す側面が注目されることから、金融システムの機能的な把握が新しい金融論として主張される。これは、典型的な新自由主義金融論といえるだろう。後者については、自由化は経済主体に自己責任を求めていくことでもあるため、自己責任の増大によってリスクへの対処が求められ、リスクが重視されることとなった。金融機関に高度なリスクマネジメントが求められることに象徴され、リスク社会化が指摘できる。もちろん、この要請は金融機関に限られるわけではなく、ERM (Enterprise Risk Management) にみられるように一般企業にも、さらには、社会自体がリスク社会化したとの指摘にもあるように、家計も含め世の中全般に求められているといえ、リスクマネジメントが重視されるような環境変化であった。そのような環境下に、金融イノベーションを背景とした革新的なリスクマネジメント手段の登場によって、総合的、統合的なリスクマネジメントが求められている。

このような社会経済の動向に対して、学問としての有効性を発揮するために、金融に関連する学問はいかに関連付けられるべきか。特に金融の機能的把握について、明確な判断が求められるであろう。これを是認するならば、従来型の銀行論、証券論、保険論といった業態別科目編成は時代錯誤のカリキュラムとされるであろう。一方、こうした捉え方は銀行、証券、保険といった個性を無視することであるが、依然としてこれらはそれぞれの個性を有しながら社会に存在しているとすれば、金融システム論としての一元的な把握は、暴論とされるであろう。どちらが正しいかではなく、少なくとも、金融の機能的把握にはそれを基本的に支持する立場と反対す

る立場があり、どちらの立場に立つかで金融関連の科目の参照基準は大きく異なるであろう。それにもかかわらずどちらかの立場に立ち、それを標準として強制するならば、それはもはや学問ではないであろう。したがって、具体的な参照基準の作成は困難であり、抽象的な参考程度にならざるを得ない。そのため日本学術会議[2010]では、繰り返し本来各大学で考えるべきことと強調されているのではないか。

実際に、筆者の所属する学部（商学部）が含まれる経営学分野の参照基準（日本学術会議[2012]）を取り上げてみよう。図表4の目次からもわかるとおり、参照基準の基本構成は、①当該学問分野の定義と特性、②当該学問分野で学生が身に付けるべき基本的な素養、③学修方法と学修成果の評価に関する基本的な考え方、④市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり方である（同p.1）。

日本学術会議[2012]は、経営学を次のように定義する。「経営学は、営利・非営利のあらゆる『継続的事業体』の組織活動の企画・運営に関する科学的知識の体系である。」（同p.3）その上で、経営学は「経営者のための経営学」として発展し、広義の経営学へと展開したとする。広義の経営学は、経営管理論、会計学、商学、経営工学、経営情報学などとして多面的に発展しているとする（同p.3）。経営管理論を広義の経営学に対する狭義の経営学とし、会計学を財務会計および管理会計として発展してきているとする（同p.4）。商学は「生産と消費の間の懸隔を架橋するための取引・輸送・在庫・金融・保険などを取り扱う」（同p.3）とし、取引に関わる部分はマーケティング論あるいは流通論や商業学という形で発展したとする（同p.4）。流通論、商業学をマクロ・マーケティング、マーケティング論は個別企業の経営の視点から研究する学問とする。注目すべきは、上記引用文にあるように商学は金融、保険を取り扱うと3頁で指摘しながら、4、5頁の各分野（経営管理論、会計学、商学、経営工学、経営情報学）の考察における商学のところでは、もっぱら取引のみを論述して金融、保険が全く出てこないことである。

経営学固有の特性として、組織全体を俯瞰的にみるトップ・マネジメン

トの視点と各職能が直面する諸課題を分析する各職能の管理者の視点を指摘する（同p.6）。

身につけるべき基本的知識として、常識、職能担当者、専門職業人、社会洞察の一部という4つのレベルで指摘する（同pp.11-12）。注目すべきは、ここでの考察においては、経営学で学ぶ領域を経営学、会計学、マーケティング、経営工学、経営情報学などとしており、経営学の定義のところでみられた広義の経営学である経営管理論、会計学、商学、経営工学、経営情報学と異なることである。完全に商学は消え去り、その一分野の取引に関わるマーケティングのみとされ、4頁以下の議論では金融・保険は捨てられていると思われる。

しかし、経営学に固有な能力として、具体的には企業が適切なマーケティング戦略をとっているかなどを洞察する能力、有価証券報告書などを解読し、財務諸表（決算書）などの分析をする能力などを指摘するのみであり（同p.13）、また、経営学は単に企業社会のみならず市民社会にとっても重要な知識体系である、経営学の学修は常に社会の最先端の動きと連動しており、社会それ自体を変革する知的基盤となっているなどの抽象的な指摘のため、金融・保険以外の考察対象になっている分野にとっても、具体的に参考となる点はほとんどない（同pp.11-14）。もっとも、一種の精神論、基本的姿勢としてはよくまとまっており、その点では学ぶべき点が多いが、科目の中身、カリキュラムの編成を考えるとといった具体的な次元に対しては、直接結びつかない。

学修方法は、講義、講読、演習、実習・現場教育に分けて記載しているが、いずれも抽象的な次元の解説であり、特に目新しいものもない。多くの大学のホームページに既に記載されているような内容である。

評価方法は、簿記の習得、経営情報学を取り上げて具体的な言及があるが、取り上げる対象は具体的であるものの、中身は一般論に過ぎず、卒業論文に至っては、「最終的には当該分野や事象に関して深い知識を持った評価者の高度な評価能力に依存することになる」（同p.18）との、組織的教育のために作成されたはずの参照基準において、大学教育が本質的に属人

的であることが吐露されるような記述が目目される。評価方法についても、基本的な姿勢に関してよく整理されているといった内容であるが、抽象的、一般論に過ぎない。

市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり方については、言わば高い志が示されるといったもので、基本姿勢を考える上で参考にはなるが、参照基準としての本来の役割からは程遠い内容である。

以上のように、全体を通して抽象的な精神論とでも言うべき次元の内容になっている。また、分野ということであれば、筆者の専門である金融・保険に関しては、最初に商学の中に出てくるものの、前述のとおり、商学の中身に入った議論のところでは姿を消しており、全く参照基準としての役割を果たせていない。ただし、商学の中身について「金融、保険」と分けて捉えていることは、先にみた機能的な金融の把握ではなく、従来型の業態別把握であることが示唆される。この点において、特定の立場に立ち、他の立場を排除することになるので、学問の自由との関係で大いに問題になるのである。もっとも、全く参照基準としての役割を果たせていないので、実害はないといえる。

これは本家本元の英国に対して、日本の参照基準が抽象的であるためであろうか。なるほど、日本学術会議[2010]では、英国の学士課程が専門教育を行う教育課程として開設されているのに対して、日本は専門教育と教養教育とが柔軟に複合した教育課程として開設されていることから、両者の関係が多様でありうるという点で多様性を許容する枠組みとすることが必要であること、英国の大学がほぼ一律に公的な性格を有しているのに対して、日本の大学は国公私立の設置形態があり独自の建学の理念に基づく私立大学が多いことから、画一的な質保証の枠組みを導入することは適切でないとする（日本学術会議[2010]p.75）。こうして、英国とは異なる多様なものを志向した結果として、抽象的なものにならざるを得なかったのだろうか。

本家本元のSubject Benchmark Statement (QAA[2013a])に沿って考えてみよう。Honours Degreeの設定分野をみると58もあり、作成された参

照基準が7に過ぎない日本とは大違いである (QAA[2013b])。設定分野に Finance (QAA[2007]) が含まれているので、取り上げてみよう。本文は6頁で、「1. ファイナンスの定義」、「2. ファイナンスの性格と範囲」、「3. 固有の知識と技能」、「4. 認知的能力と汎用的な技能」、「5. 教授、学習、評価」、「6. 参照基準」という構成である。1、2は抽象的な議論であるが、3ではアービトラージ、リスク配分の最適化、ポートフォリオ理論、資産価格モデル、情報の非対称性、金利の期間構造および変動等の具体的な指摘がみられる (ibid., p.2)。4以下は再び抽象的な議論に戻る。

このようになり具体的な記述がみられるものの、それらは講義として取り上げる候補としての具体的な理論等であって、そこから何か標準としての講義の全体像や関連科目との関係が導かれるというものではない。したがって、設定分野の細かさ、具体的な言及などから、具体性において日本と比べものにならないといえるものの、参照基準としての有用性は日本とあまり変わらない。筆者の専門分野をさらに絞り込んで保険学とした場合、全く変わらないといっても言い過ぎではないだろう。

ここに、自由化を実行するための標準化の限界が現れているのではないか。学問は本来自由なものであるから、そこに真理の追究とは異なる次元の競争のための自由化を持ち込めば、学問の自由を圧迫することになる。

「標準化」を通じて、自由が自由を圧迫するという皮肉な構図である。参照基準が標準としての機能を果たすのは困難である。

日本の大学政策に対しては、「グローバリゼーションが進む中で、日本の大学政策では、ネオリベラルなイデオロギーを背景に持つ政策アイデアの大規模な借用が進んでいる」(広田[2013]p.43)との指摘がある。新自由主義的な大学像はユニバーサル化とグローバリゼーションに対応した大学というものであり(同p.61)、答申はこれに従っている。グローバリゼーションは超国家的な変動であり、一国内の教育制度のあり方にも影響を及ぼし、国際機関等が世界標準として定めるグローバル・スタンダードが押し付けられるようになる。その標準を基準としながら、外部者の評価にさ

らされる。これは金融自由化において、金融業に見られたリスクマネジメントに端を発するグローバル・スタンダードの押し付けにもみられ、自由化されるところに見られる共通の「標準化」、「評価」という現象といえよう。企業社会では格付制度が幅を利かせるようになってかなり時が経つが、大学もいろいろな形でランキングされ、格付けされるようになった³⁾。こうして大学に競争が持ち込まれて、大学の、大学教育の商品化という変化が生じている。吉田[2013]では、大学の変容として「商品化・標準化・評価」が指摘されるが(吉田[2013]pp.32-38)、これは新自由主義によるグローバルイゼーションによってかかる力の大学への反映と捉えることができよう。大学と損害保険業界の比較を通じて、新自由主義が世の中を席卷し、あらゆる分野の自由化を迫る構図が見えてくる。やや言い尽くされた議論ではあるが、グローバル・スタンダードという名のアメリカン・スタンダードの押しつけである。

大学の役割は教育研究を行うことであるが、これに社会貢献が加わり、教育・研究・社会貢献が標準化されてきた。もともと大学も社会的存在であり、大学の役割自体に社会的意義があるから存続しているのである。この点からは、大学は教育研究を通じて社会的貢献をしている社会的存在である。その大学の役割として、わざわざ社会貢献が求められるのは、改めて存在の社会性を確認、強調することを意味すると考える。そして、この流れは企業にCSR (Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任) が求められ、世界標準とされてきているのと同じ流れで生じているのではないか。すなわち、CSRも企業の世間離れから生じているのではないだろうか。企業からすれば、企業が社会的常識を踏まえた、社会性のある存在であり、象牙の塔の大学とは異なるとの意識が強いであろうが、企業の論理

3) 本稿校正段階で出版された『週間東洋経済』(2013年11月2日特大号)では、「本当に強い大学」という特集が生まれ、国立79、公立35、市立320計434大学について、同誌独自情報に基づくランキングがなされ、300位までが掲載されている。同誌では毎年秋に『生保・損保特集』を臨時増刊で出版しており、保険会社のランキングも行われている。大学に対しては臨時増刊までにはなっていないが、取り上げ方が保険業界に似てきている。この点においても、大学と損害保険業界の類似性を指摘できる。

を前面に出し過ぎると、企業も世間離れする危険性は十分あるのではないか。その危険性は不正を起こす危険性でもあり、正にこの点が問題になったからこそ、内部統制、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンス、そして、CSRが求められている。大学の社会貢献にもこうした世間離れの問題があり、閉じた、自己満足の世界での教育研究ではなく、もともと有する大学の社会性を認識した教育研究が求められているということだろう。

グローバル化による標準化の動きがこの流れを加速させ、知的財産の社会的還元に加えて、分野別質保証、高大連携などの課題を突き付けられ、究極的な課題として「グローバル人材の育成」という課題が設定されている。このように考えると大変な課題にみえてくるが、大学がもっと公開され、世間並みに説明責任を果たし、その成果を示すことが求められているのではないか。すなわち、世間離れしすぎたことの改善である。

大学の自由化によって何が起ったのだろうか。4年間のカリキュラム編成の自由化によって、一般教育と専門教育の境界が取り払われ、一般教養、教養部廃止の動きとなり、国立大学から教養部、一般教育課程が姿を消した。また、国立大学で一部再編の動きが生じ、私立大学でもブランド大学による小規模単科大学の吸収合併がみられるが、損害保険業界のような自由化以前の名前が原形をとどめないほどの変化にはほど遠い。しかし、多くの学部、学科が新設され、再編よりも、珍奇な学部、学科がたくさんつくられているところに大学の自由化が反映しているようである。

珍奇な学部・学科の大量生産は大学の生き残りの動きであり、少子化が進む中で自由化によって大学を増加させたことによって完全に需給が崩れ、大学も破綻する時代に入ったといえよう。その意味で護送船団体制は崩壊した。しかし、損害保険業界のように再編は進まず、破綻する大学が続出することになるのではないか。少子化が進展する中で大学を増加させたのは、自由化、競争のためであるにしても、失策と言わざるを得ない。すなわち、大学をバタバタ潰す危険性を冒してまでやるような事柄ではない。

そもそも教育が競争に馴染むのだろうか。このようなことを大学関係者

が主張すると、象牙の塔に閉じこもった教育を特別視する保身の議論、既得権者・抵抗勢力との批判がなされるだろう。こうした批判に乗りながら、大学のガバナンスについても改革が迫られているように思われる。属人的な教育から組織的な教育への転換は、個々の大学教員の力を殺ぎ、教授会の力を抑えることを狙いとする大学ガバナンスの問題ではないか。

5. 大学改革と大学ガバナンス⁴⁾

属人的教育から組織的教育という大学への改革の要請は、組織を前面に出すことでその運営を必然的に俎上にのせ、これまでの意思決定のメカニズムを変え得るという点で、大学のガバナンス改革を意図しているのではないか。すなわち、大学を変えるには変革の意思決定をできるようにすることが肝心で、そのためにガバナンスを変えてしまおうということである。その背景に、あまりに世間離れした大学、大学組織に対する不満があるのであろう。その不満を大学のステーク・ホルダーの不満として、コーポレート・ガバナンスのように大学に変革を迫る構図と思われる。大学ガバナンスを考察する必要がある。

ガバナンスといえば、やはりコーポレート・ガバナンスであろう。企業で問題となった統治の問題が、大学にも持ち込まれている。むしろ、利用されているというべきか。コーポレート・ガバナンスは、経営者支配に対する株主権復権の文脈で企業不祥事を契機に取り上げられるようになり、法として定められるほど企業経営にとって重要な問題となった。これをどう捉えるかは議論のあるところであり、かなり日常用語化していながら、その概念規定は曖昧である。しかし、ガバナンスの概念において重要なことは、統治者と被統治者の関係性を意識することである。コーポレート・ガバナンスも、統治者＝株主、被統治者＝経営者の関係性が意識される必要がある。コーポレート・ガバナンスの論争点の一つは、統治者を誰にするか、特に、単に株主とするのではなく、ステーク・ホルダーとすべきで

4) 本稿校正段階で大学ガバナンスを議論している中央審議会組織運営部会が「大学のガバナンス改革の推進について」という提言素案を示した（2013年11月19日）。教授会の役割を教育研究関係に絞り、学長主導の改革を促すものである。

はないかといった点にある。大学のガバナンスにおいても同じである。統治者と被統治者をどういう関係性で捉えるかである。

現在進んでいる大学ガバナンスの議論は、統治者＝経営者と被統治者＝教員という関係性で経営と教学の関係で進んでいると思われる。すなわち、学部自治に象徴される経営者の意向が及ばないところで意思決定がなされていることが多いシステムを経営者が意思決定できるシステムに変えることを目指している。学部自治の剥奪、教学の経営への隷属といったシステムに変えないと、大学に持ち込まれた競争に生き残れないとして、大学経営には、企業ほどでないにせよ、利益を上げることが意識され、効率性が重視される。これは自由化による標準化・評価の力が、実は統治形態、大学の目標といったものを強制的に方向づけ、非自由なものとする新自由主義的な自由化の二面性の表れである。すなわち、自由による自由の剥奪である。

ところで、民間企業の経営目的は当然利益をあげることであるが、それが反社会的なものとして批判されるどころか正当な目的として容認されるのは、古典的なアダム・スミスの「神の見えざる手」の議論ではなく、コーポレート・ガバナンス、さらにはCSRの議論において、株主価値最大化が企業目的として容認されているからである。そして、新自由主義的な学問であるファイナンス論がこの議論の裏付けを行う。このように発展してきたガバナンス論の応用である現在の大学ガバナンスの議論は、当然のことながら、完全に新自由主義的な議論の枠内での議論に陥っている。

株主価値最大化を目的とすることを前提とした議論は、コーポレート・ガバナンス、CSRに留まらず、リスクマネジメント、内部統制、コンプライアンス、BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）などに広がりをみせている。このこと自体に問題意識を持つが、企業が利益を求めることは否定できないであろう。大学ガバナンスにコーポレート・ガバナンスを応用する際に、この点が問題となるのではないか。企業の利益追求が否定できないのは、利益が出るのは消費者ニーズに応じて商品が売れたから、という消費者主権が前提とされるからである。これを大学に準えれば、

先に経済の金融化・米国化の反映として取り上げた学生消費者主義である。学生消費者主義は、学生ニーズに応えることが教育として目指すべきこととするが、それは学生を大切に、尊重することの意味を履き違えている。教育を受けて成長していく学生のニーズは、何が望ましいものかを判断できない者のニーズであることを考えれば、明白である。しかも、「『消費者』として尊重される学生は、かつての『全構成員自治』の一人員として共同体の内部者に位置づけられた学生とはまったく異なっている。『知の共同体』とは無縁な、組織の外部者として教育サービスの質を判定する市場的な存在なのである」（広田[2013]p.63）。学生消費者主義、学生消費主権の議論を展開することはできず、大学や教育に企業と同様なかたちで利益を求めることは無理であろう。コーポレート・ガバナンスの議論を大学ガバナンスに単純に適用することも無理であろう。大学は利益を追求すべきではなく、競争にもなじまないのではないか。

大学、損害保険業界の自由化とは、供給サイドを縛る規制を緩和することであるが、それが正当化されるのは、消費者の利益になることが前提とされるからである。前述の消費者主権の前提である。この前提はどれほど充足されているのであろうか。消費者という需要サイドに供給サイドの自由化がどれほどの意味を持つかが問われなければならない。自由化は消費者の選択の自由を増大させ、より有用な商品を購入することを可能とするのでなければ、意味はない。しかし、このような問いかけをすると、両業界とも供給サイドの自由化自体が目的とされるかのような様相を呈している。

人々は、自由化によって氾濫する保険の情報に、振り回されている。医療保険に至っては、夥しいまでの宣伝に曝され、人々は保険加入への強迫観念さえ持っているのではないか。購入対象がどれだけ増えても、購入者の知識が向上しないならば、選択の自由は絵に書いた餅に過ぎず、何のための自由化なのかとなる。医療保障は公的保険を土台とするので、本来は国民が社会保障制度から理解し、自らの医療保障ニーズを冷静に考えて民間の医療保険を選択するようにならなければならない。これは、単なる保険、

金融に関する知識ではなく、社会保障制度の理解という国民の権利・義務とも関わる。それは人としての在り様、国の形といった点への考察を行うものでなければならず、こうした根源的な問題に関わらせながら、保障や保険についての体系的な考察が大学教育では求められる。ところが、保険や金融に関わる議論も、個人の合理的・効率的な行動に引き付けた皮相的な議論に終始しがちなのは、新自由主義が学問の中身にまで入り込んできているからである。いずれにしても、現在の教育では、とても選択の自由を享受できるような消費者を育成することはできない。

先に指摘した大学における珍奇な学部・学科の創設は、医療保険と同様に高校生に選択の自由を増大させるが、学部・学科の乱立といえる状況で高校生はその自由を享受できない。進路指導に当たる教員でさえ理解するのが困難であろう。こうした事態が大学に対する本人の希望との間にミスマッチを起こさせ、中退者を増加させているとの指摘もある（倉部[2012] pp.20-23）。

大学教育における答申は、大学教育を自由化し、主体性を持った人材を育成せよとする。しかし、入学してくる学生は、非主体的なものばかりで、アクティブ・ラーニングとは逆の教育を求めるような者たちである。大学教員は、育成すべき人材像とその対象である学生とのギャップに右往左往しながら、やたらと改革を求められ、教育や学内行政に追われ、結局大幅に研究時間を奪われ、研究水準が低下し、高等教育の質はいずれ低下するのではないか。属人的な教育ではなく組織的な教育が求められるにしても、最終的には個々の教員の研究水準が教育に決定的な意味を持つてくるのであろうから、大学として研究水準が根本的に重要な要素である。

宇沢[2000]は、学問の研究が大学にとって第一義的な意味を持ち、学生の教育はあくまでも副次的な重要性しか持たないと言い切る（宇沢[2000] p.151）。「このような大学の目的から、大学人の行動様式、習慣、基本的性向にかんしておのずからある共通のパターンが生み出されることになる。それは、学問研究が、自由な精神にもとづいて、しかも科学的技術的に最新の知識を用いておこなわれるような環境のもとではじめて実現可能とな

るものだからである。そこには、大学以外の教育機関にみられるような規律、規則の類いは存在する余地はない」(同p.151)との指摘は、見事に大学の原点を示している⁵⁾。

先に取り上げたように、中央教育審議会答申[2008]では、教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追及することが一層重要であると指摘しているが、求めていることは矛盾しないか。一見、フンボルト理念の維持を求めているようにみえるが、答申が求める質の転換は、研究の充実で解決するのではなく、学内行政的な仕事を増やすことも含めて、研究時間を削ることを求めているのではないか。こうして、研究と教育とが分断される。これでは研究・教育一体化という大学の本質の崩壊ではないか。

しかし、大学が象牙の塔として外の動きに超然としていることはもはやできない。大学ガバナンスが注目されるのも、問題は先に取り上げたボンクラ教授の存在、それを許すシステムであろう。その存在が世間離れた象牙の塔としての批判を受けることとなり、システムの問題がガバナンスの必要性を感じさせる。こうした批判に応えるために大学が取り組むべきは、ボンクラ教授の排除、そのような存在を生み出さない、存在させないシステムの構築である。そのことに真摯に向き合えないことこそ、既得権者の振る舞いであり、抵抗勢力となろう。学部の自治、学問の自由な雰囲気の中で、ボンクラ教授を排除する自浄作用が生ずるかどうかが、今後の大学の命運を握っている。

補論 「属人的教育から組織的教育へ」を考える

カリキュラムについてはカリキュラム・ポリシーを示し、それを組織的教育で遂行し、ディプロマ・ポリシーに示した人材を育成することが求められている。こうした組織的な教育の主張も属人的な教育に問題意識があつて、各人の勝手気ままな、組織立っていない、系統だっていない講

5) 本稿校正段階での新聞報道(『日本経済新聞』2013年11月13日朝刊、1面「大学は変わるか——教育力を高める4」)では、「研究至上主義今は昔」という見出しで、「求められているのは研究実績よりも教育技術」として、大学教員採用の変化を報道している。大学の原点を見失うかのような動きに、強い危機感を持つものである。

義を問題としているのだろう。しかし、大学の教育研究は、引用した宇沢[2000]が示すとおり、本来属人的なものである。属人的なこと自体を否定したならば、それは大学教育自体の否定を意味する。問題の所在は、自分のやりたい講義、それは研究者として自らの日頃の研鑽からやりたいという講義ではなく、ろくに日頃研鑽していなくてもできる講義、楽な講義を自分のやりたい講義として、気ままに行っているボンクラ教授にある。

大学教育は本来属人的なものといっても、科目編成において、組織的配慮は当然必要である。そうした、常識的に求められる当たり前のことを徹底することが、必要なのではないか。そのことが、ボンクラ教授を排除することにもなるだろう。やるべきことは、案外単純なことである。それが見えなくなっているぐらい世間離れし、その足元を新自由主義にすくわれている。

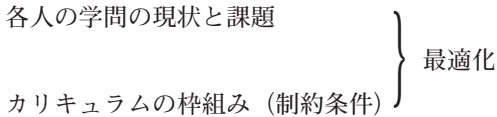
大学の組織としてのカリキュラム編成の方針は、全ての構成員を満足させることはできないであろう。各人にとってどこかに妥協があるはずである。しかし、その妥協は事無かれ主義の現れではなく、実務運営上不可避のものであるから、研究者としての各人が、プロの研究者として、全体の方針を制約条件として自分の学問分野を最適化する科目編成を考えることを意味すると理解すべきである。まさに研究者としての腕の見せどころであろう。こうした科目編成に、各人の研究者としての研鑽を生かしながら、組織人として積極的に加わる組織運営によって、ボンクラ教授の排除を目指すべきであろう。ここでの「組織人として積極的に加わる組織運営」とは、最適化を考える重要な条件の一つに関連科目を考慮に入れることである。それは、単に隣接科学を視野に入れるということではなく、同じ職場にいる同僚の科目との関係を考えるということである。ここに、組織人としての振る舞いが求められる。大学の問題とは、こうした教員に組織人としての振る舞いを求めない体質であり、そのもとで組織も、構成員も世間離れしたことにある。必要な組織人としての振る舞いを求めないことが、属人的として「人／組織」の二分法的な発想で属人的な教育から組織的教育へとといった問題設定を許している。

科目編成に関しては、研究者同士の議論として進めることが基本となる。議論の出発点を各人の専門分野の現状と課題をどう把握しているかに求めるべきであるからである。それに基づき、各人が目指す学問の方向性に制約条件としてのカリキュラム編成方針に加えて関連科目との関係を考える必要がある。こうした作業が組織人としての振る舞いである。以上の考えを筆者について具体例として取り上げよう。

小川[2008b]では、2009年度実施の新カリキュラムに向けて、筆者の担当分野の科目編成について補論で取り上げた。結論として、現在の保険総論、保険各論、リスクマネジメント論が適切であるとの主張である。そこでは、専門分野・保険学の状況に対して、本学のカリキュラム編成の条件を制約条件として考え、最適な科目編成を考えた。この補論では、筆者の大学改革の要「ボンクラ教授の排除」に引きつけて、本文中で取り上げた参照基準をめぐる議論を深めるために、保険学と隣接科学の専門科目間の関係について考え、属人的な大学教育にどう組織的な配慮を行うのかを考えたい。すなわち、設定すべき問題は、「属人的教育から組織的教育へ」ではなく、「本質的に属人的な大学教育に組織的配慮を入れて世間離れを解消＝ボンクラ教授を排除する」ことである。

まず、自分の専門領域の科目編成は、全学および学部のカリキュラム編成方針、共通科目との関係などを制約条件にして、専門分野の課題を見据えた学問体系に基づいて、最適な科目編成が志向されなければならない。これは最適化の議論であり、最適化によって科目編成を導くというのは、小川[2008b]と同様である（図表5参照）。これは、ある意味当然のことであるが、学問の動向を地道にフォローし、自分の学問上の立場から教育としてどう行おうかといったことを考えるということであるから、研究・教育に真摯に向き合うことができないボンクラ教授はこの時点で躓くであろう。また、属人的、組織的という点から考えると、自分の学問上の立場が根本に来るという点で属人的であるが、こうした属人的なアプローチが組織人として求められるのであるから、アプローチ自体は組織的である。本来組織的教育を問題とするならば、こうした次元の問題として考えられなけれ

ばならない。属人的教育から組織的教育への移行を求める答申は、研究者としての信念に基づく最適化の思考自体が、個人の価値判断とされ、非組織的で問題があるとされる危険性がある。いずれにしても、教育における研究者個人と組織の関係についての意識が希薄である。繰り返しになるが、教育研究はもともと属人的なものである。それを大学という組織を通して行うとの発想に立たなければならない。



図表5 最適化による科目編成

(出所) 筆者作成。

それでは、具体的な考察に入ろう。ここでは、筆者の科目編成に関わる具体的な内容として取り上げる。制約条件として基礎科目、共通科目などがどのように配置されるかという問題も重要な点であるが、いまこれらの点についてはふれず、次のものを制約条件とする。

- (1) 専門科目として半期2単位科目を3科目担当する。
- (2) 商学部商学科商学コースに所属し、専門分野としては金融分野に所属し、基本的な金融分野の科目編成は、銀行、証券、保険という業態別科目編成である。
- (3) 金融分野の担当者は、保険担当の筆者の他に、銀行、証券の担当者がそれぞれ1名ずつ、計3名である。

わが国保険学に対する批判は、単著小川[2008a]で体系的かつ本格的に行っている。また、その後も同じ問題意識に基づいて、保険教育、保険研究の動向について、小川[2008b、2009、2010]で論じている。このうち、現在の科目への再編成に直接関わる業績は小川[2008b]である。その後、リーマ

ン・ショック、東日本大震災を目の当たりにして、自分の研究姿勢およびそれに基づく教育に対して、リスクを直視する姿勢が不足していた等の問題を感じたが、大きな方向性を変える必要はないと思った。ただし、リーマン・ショックを受けて、金融規制の問題が重要な問題として浮上し、保険を含む金融分野の研究において、リーマン・ショック後として意識しなければならない点の一つであると考えた。それは、リーマン・ショック後として設定すべき問題の一つであるが、小川 [2010] で論じたように、究極的には、リーマン・ショック後として資本主義観に基づく研究姿勢が問われていると考える。これらの点を踏まえながら、関連科目との関係を考えてい。

最初に、筆者の担当科目の編成および関連科目との関係を考えるにあたっての問題意識を明確にする。

それぞれ半期2単位科目として保険総論、保険各論、リスクマネジメント論を担当している。保険総論は理論・政策・歴史により構成されるが、半期では全て教えることはできないので、歴史についてはほとんどカットしている。したがって、理論と政策を軸とした講義である。理論では、危険（リスク、ハザード、ペリル）、保障、偶然などの基礎的な概念を修得して、保障のための資金の流れを保険の二大原則（給付・反対給付均等の原則、収支相等の原則）を大数法則が結ぶスミスの予定調和的な世界で描き、保障の仕組み、保険の資金の流れを理解する。そして、この純理論的な世界で捨象した経費、保険者の利益を考慮した現実の保険への考察に進む。そこでは、保険経営として実際の経営状況を考えるという視点も入れる。理論と現実のギャップを埋めるのが保険技術であり、そこには再保険市場も含む。また、現実の保険の成り立ちに、保険政策が反映する様相を示す。

ところで、保険経営上資金運用が重要であり、保険者の資金運用を理解するためには、ファイナンス論（投資理論）、財務諸表の理解が必要である。この保険の金融的機能の考察をマクロ経済的な視点、保険経営のミクロ経済的な視点から行う。予定調和的世界でも保険の二大機能の考察とし

て金融的機能が視野に入るものの、その中身の議論は現実の世界としての保険経営の問題とする必要がある。

さらに、保険経営を意識する場合に、会社形態の違いを理解する必要があり、相互会社の議論がなされなければならない。株式会社と相互会社の比較において、情報の経済学のエージェンシー理論が使われることが多いので、一応その紹介がなされるべきだろう。また、コーポレート・ガバナンスの議論として取り上げられることが多いので、この視点も必要である。

政策では、保険政策と保険行政の関係が考察され、規制も考察される。規制に関しては、保険法の議論が基本であり、保険監督法と保険契約法が考察される。自由化によって大きく法改正がなされているので、保険政策の変遷、保険行政の展開として、把握されなければならない。保険自由化は金融自由化（銀行・証券の自由化）の後追いの面があるので、前提的な知識として、特に銀行行政、規制に関する考察も必要とされる。特に、バーゼルⅠ、Ⅱ、Ⅲが重要である。また、保険契約法は、保険の知識、経済力で決定的な違いのある保険契約者と保険者との間の契約を律するもので、両者のギャップに対して情報の経済学が適用される。それは、逆方向の保険契約者の状態に対する情報量の差に関する告知義務等の議論でも活用される。いずれにしても、ここにも情報の経済学が入り込んできた。その他、バーゼルを追いかけるソルベンシー・マージン規制、IAIS（International Association of Insurance Supervisors、保険監督者国際機構）の保険基本原則、保険政策の展開が考察されなければならない。破綻処理も取り上げる必要がある。

規制の問題として、企業不祥事の文脈で生じた、内部統制との関係で金融商品取引法・J-SOX法、会社法を視野に入れながら、COSOレポート（COSO[1992,2004]）が取り上げられなければならない。

この保険総論を土台に、個別の保険論としていくつかに分類された保険各論が展開されるので、図表6では保険総論の上に保険各論をのせる図としている。各論としての展開の仕方については小川[2008b]に譲るとして、ここでは損害保険論、生命保険論、社会保険論として展開されることを確認

しておく。そして、保険総論で歴史を落とした点をカバーするために、海上保険史、火災保険史、生命保険史、社会保険史を各論それぞれの考察の中に含み、保険各論を受ければ、最低限ではあるが、保険史の講義を受けたことになるように工夫をする。なお、生命保険論における保険料計算はファイナンス論のスタートの議論である現在価値計算を必須のものとする。

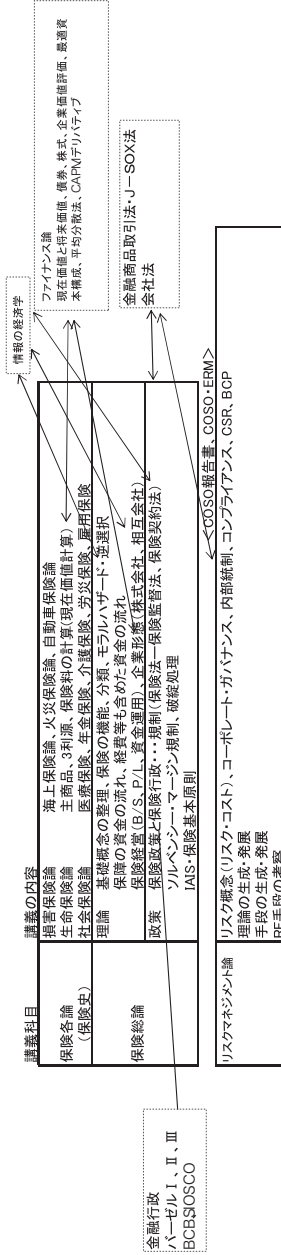
保険総論、保険各論に対するリスクマネジメント論は、リスクマネジメント手段の一つとして保険が位置づけられる点が保険との接点であるが、保険総論・保険各論のような関係にはないので、図表6では両科目と離して描いている。制度的な次元の考察が中心の一つである保険学に対して、経営学的な視点が中心である。リスクマネジメント手段の発展は、保険の限界を超えるという面があるので、手段としての保険の考察において、保険の限界の議論が重要である。また、保険総論で登場した内部統制、コーポレート・ガバナンスに加えてコンプライアンス、CSR、BCPはリスクマネジメントの関連用語であるため、これらの用語を取り上げる必要がある。しかし、あくまでもリスクマネジメント論の中心は、手段の体系に基づいて、リスクマネジメントのプロセスとしてどのようにリスクが処理されるのか、リスクマップとリスクの関係、実務的な利用が中心である。特に、商学系のリスクマネジメントでは、リスクファイナンスの議論が1番の中心を占めよう。この点で、ファイナンスの知識を前提とする。

3科目のポイントは以上のように整理でき、この議論を図示すれば図表6の通りである。

ところで、関連科目を意識した問題点として、次の点をあげることができる。

情報の経済学が金融論をはじめとしていろいろな分野に入り込んでいるが、保険学にもそうした傾向がみえる。筆者はその利用は限定されると考えるものであるが（小川[2008a]）、全く取り上げないというのも問題である。講義として銀行、証券の分野ではそれぞれの担当者が情報の経済学をどう取り上げるか、少なくとも、科目間の関連事項として確認すべき事柄である。

図表6 科目編成と主内容および関連事項



(注) CAPM (Capital Asset Pricing Model, 資本資産価格モデル)、BCBS (Basel Committee on Banking Supervision, バーゼル銀行監督委員会)、IOSCO (International Organization of Securities Commissions, 証券監督者国際機構)、COSO (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, トレッドウェイ委員会組織委員会)、J-SOX法 (日本版SOX法)
(出所) 筆者作成。

ファイナンス論が前提とされるが、どの程度のもをを求めるかも確認する必要がある。その上で、ここでの考察では制約条件とした基礎科目を見直すことも考えるべきである。このような図表6の科目の周辺に点線の四角で示した事柄は、関連科目間でお互いが協力し合っどどのように学部全体として教えるかといった議論がなされるべきである。これこそが、組織的教育ではないか。この輪をさらに、学科レベル、学部レベルまで上げていけば、属人的なものをベースとした組織教育がなされることになるのではないか。もちろん、学科レベル、学部レベルそれぞれに相応しい関連科目間の関係を考える課題が設定される必要がある。これを行うために求められるのは、各人の研究者としての信念と、それに基づく教育を大学という組織を通して実現するという責任感という属人的要素ではないか。この要素を持たないのがボンクラ教授であり、それをいかに排除するか、生み出さないようにするかを考えるべきである。

組織的教育は、標準化したシステムとして教学マネジメントといったPDCAサイクルを回すことで達成されるのではなく、もっと常識的に考えて、大学人が自らの責任を果たすことにあるのではないか。

参考文献

- 中央教育審議会答申[1999],「初等中等教育と高等教育の接続について」。
- [2005a],「我が国の高等教育の将来像」。
- [2005b],「新時代の大学院教育——国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」。
- [2008],「学士課程教育の構築に向けて」。
- 中央審議会大学分科会大学教育部会（審議まとめ）[2012]「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」。
- [2012],「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて——生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」。
- COSO (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) [1994], *Internal Control—Integrated Framework*.

- [2004], *Enterprise Risk Management—Integrated Framework*.
大学審議会答申[1991], 「大学教育の改善について」。
- [1998], 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」。
- 広田照幸[2013], 「日本の大学とグローバリゼーション」 吉田文 (代表)
『グローバリゼーション、社会変動と大学』 岩波書店。
- 喜多村和之[2002], 『大学は生まれ変わるか——国際化する大学評価の中で』 中央公論新社。
- 倉部史記[2012], 『看板学部と看板倒れ学部——大学教育は玉石混交』 中央公論新社。
- 日本学術会議[2010], 「大学教育の分野別質保証の在り方について」。
- 日本学術会議大学教育の分野別質保証推進委員会経営学分野の参照基準検討分科会 (報告) [2012], 「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野」。
- 小川浩昭[2008a], 『現代保険学——伝統的保険学の再評価』 九州大学出版会。
- [2008b], 「保険教育と保険学の体系——カリキュラムの考察」 第55巻第1号、西南学院大学学術研究所。
- [2009], 「保険研究の動向」 『生命保険論集』 第171号、生命保険文化センター。
- [2010], 「保険の自由化と保険の研究」 『保険学雑誌』 第611号、日本保険学会。
- QAA (the Quality Assurance Agency for Higher Education) [2007], Finance.
(<http://www.qaa.ac.uk/Publications/InformationAndGuidance/Documents/Finance.pdf> 2013年10月30日アクセス)
- [2013a], Subject Benchmark Statement. (<http://www.qaa.ac.uk/AssuringStandardsAndQuality/subject-guidance/Pages/Honours-degree-benchmark-statements.aspx> 2013年10月30日アクセス)
- [2013b], Honours degree subjects (<http://www.qaa.ac.uk/AssuringStandardsAndQuality/subject-guidance/Pages/Honours-degree-benchmark-statements.aspx> 2013年10月30日アクセス)

田代和久[2001], 「大学改革とメディア」 『大学教育学会誌』 第23巻第2号、
日本私立大学連盟。

寺脇研[2002], 「『総合的な学習』 導入の意義と展望」 『大学教育学会誌』
第24巻第2号、日本私立大学連盟。

宇沢弘文[2000], 『社会的共通資本』 岩波書店。

山田礼子[2013], 「大学ガバナンスの支援するIR——その基本原理とは」
『大学時報』 No.350、日本私立大学連盟。

吉田文[2013], 「グローバリゼーションと大学」 吉田文（代表） 『グローバ
リゼーション、社会変動と大学』 岩波書店。

(2013年10月稿)

付記 「経済学分野の参照基準（原案）」 を考える

本稿校正段階で日本学術会議経済学委員会経済学分野の参照基準検討分
科会が、「経済学分野の参照基準（原案）」を公表した（2013年11月11日）¹⁾。必要な情報を収集せずに慌ただしく論述する危険性があるが、非常に問
題のある内容なので取り上げたい。この原案の構成は下記のとおりである。

1. はじめに
2. 経済学の定義
3. 経済学の固有の特性
4. 経済学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
5. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方
6. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

1) 日本学術会議ではこの参照基準について、公開シンポジウムを開催する予定である。
日本学術会議公開シンポジウム「大学で学ぶ経済学とは～学士課程教育における参照
基準を考える～」2013年12月4日 (<http://www.scj.go.jp/ja/event/pdf2/182-s-1-1.pdf>)。

7. 経済学分野の学士課程と数学・統計学

構成は、他の分野と同じであるが、「学修」ではなく、「学習」となっているのは単なる誤字であろうか。

「はじめに」において、「今後の学士教育に対して、わが国の伝統である経済学のアプローチの多様性を尊重しつつ、他方で、グローバル化が進む世界の中で、国際通用性を持つ質の高い教育が行われることが期待される」（同 pp.1-2）としている点は他分野と変わらないが、「これまでわが国特有の方法で行われてきた『多様なアプローチに基づく経済学教育』からは距離を置いた報告になっている」（同 p.1）との他分野とは異なる基本姿勢が示唆される記述がある。

経済学を次のように定義する。

「経済学は、社会における経済活動のあり方を研究する学問であり、人々の幸福の達成に必要な物資（モノ）や労働（サービス）の利用及びその権利の配分における個人や社会の活動を分析するとともに、幸福の意味やそれを実現するための制度的仕組みを検討し、望ましい政策的対応の在り方を考えるものである。」（同 p.3）

経済学を「選択（意思決定）の科学」とし、経済問題は手段（資源）には限りがあることから発生するので、希少性の問題がなくなれば経済学は必要ないとする（同 p.3）。また、近年多数の主体の行動が相互に影響し合う「ゲーム的状况」の帰結の分析が重要課題とし、ゲーム理論が重視される。

こうして、経済学の方法として、モデル分析、ミクロ的手法、マクロ的手法、心理学を基礎とした行動主義的思考方や限定合理性に基づく考え方を指摘し、最近ではゲーム理論の発展でミクロ的手法とマクロ的手法の欠陥が補われるとして、ゲーム理論を高く位置づける。また、学問用語の定義と意味が世界的に標準化され、コミュニケーションが容易というのが経済学の特長であり、社会のあるべき姿について学問分野内で一定の合意の取れた基準としてパレート基準があるとする（同 p.6）。

「経済学では、学士課程でさえ経済学者間で意見を異にする話題も多く取り上げられる」（同 p.7）、「現状の経済学、特にマクロ経済学では、現実の

経済現象に対して異なる（場合によっては全く相反する）多くの理論的説明が併存することが多い」（p.8）として、多様性が強調されるが、「現代の標準的なアプローチと考えられるミクロ経済学とマクロ経済学を基礎として」（同 p.7）学問体系を考え、「歴史的アプローチと制度的アプローチを標準的なアプローチと補完的に使用することが重要である」（同 p.7）とし、経済学の基礎的科目として「ミクロ経済学、マクロ経済学、統計学に加えて、経済史などの科目が加えられることが多い」（同 p.7）としていることから、参照基準自体は多様性がない。

「5. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方」は、「質的転換答申」に忠実な内容である。導入教育に言及しているが（同 p.16）、これはいわゆる高大接続の問題であるから、導入教育を行うことが望ましいとするのは、参照基準の目的からするならば、言い過ぎではないか。認証評価から外れた授業評価アンケートについても、有効活用すべきとしており、他分野にはみられない守備範囲の広さである。しかし、特に導入教育については、大学に送り出すにふさわしい人材を高校で育成することに問題の所在があるとの考えも有力であり、参照基準として軽々しく言及すべき事柄ではない。

それにもかかわらず言及することとなったのは、数学の問題があるからであろう。文系、理系という日本の伝統的な学部の分け方において、文系＝数学なしのイメージが強いにもかかわらず、参照基準が求める経済学では数学が非常に重視されるので、文系に含められる経済学部で数学を求めることになる。しかし、数学嫌いが文系を志望し、そういう者が経済学部を志望することが多い実態に対して、数学面で導入教育が必要であるとしていると思われるが、本質的な解決方法は導入教育にあるのではない。簡単である。受験科目に数学を入れればいだけである。

ところが、この点についての考察もなされる「7. 経済学分野の学士課程と数学・統計学」においては、「数学の問題は経済学部にとって深刻な問題となっており、入試科目から数学を外す経済学部が増えてきている」（同 p.21）との現状が説明されたうえで、「学士課程において必要とされる数学

の水準は、学生の能力や興味の度合いによって判断されるべきである」(同 p.21) とし、「大学で経済学を学びたいという学生に門戸を広げるためにも、学士課程で数学・統計学の比重を高めたり、入試に数学を課することが無批判に望ましいわけではない」(同 pp.21-22) とする。参照基準が忠実な質的転換答申に拠れば、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが矛盾することなく結びついて、目指すべき学士が育成されなければならないが、上記引用文は、数学の素養が求められる経済学士の育成のためのアドミッション・ポリシーで数学の素養のない者の受け入れを前提とし、カリキュラム・ポリシーでもそのような数学の素養のない者たちに配慮して、数学嫌いの者の能力や興味の度合いで学士課程において必要とされる数学の水準を判断すべきとすることになるのだから、ディプロマ・ポリシーにかかげる育成すべき学士力(当然その学資力には数学が相当な比重を占めるのであろう)を持った学生など到底育成不可能なのではないか。数学重視による受験生の経済学部離れを恐れた、次元の低い内容になっている。

グローバル人材として育成すべき学士力が重要で、その質をいかに保証するか、この参照基準が忠実である「質的転換答申」の目的に寄与する参照基準を目指しているのであろうから、それならば、従来の文系、理系の分類に対して、経済学部を理系に分類するぐらいのことをすべきではないか。そのような大胆な提言のために、他分野では見られないような、高大接続や授業評価にまで言及するというのならば、まだ納得できる。各分野の参照基準の前提ともいべき日本学術会議 [2010] にみられた自主性への配慮のない、この点において学問の自由に抵触するような内容でありながら、数学に関しては受験者数を気にして自己矛盾を平気で展開する大変問題のある参照基準であると言わざるを得ない。そのため、他分野と異なり、学会あげての批判が出ている。

経済理論学会は原案が示される以前に、「経済学分野の教育『参照基準』

2) <http://jspe.gr.jp/drupal/node/107> 参照 (2013年11月26日アクセス)。

策定についての要望書」(2013年10月5日)²⁾を日本学術会議経済学委員会に提出した。批判のポイントは、経済学を抽象的・形式的な選択の科学とし、ミクロ経済学、マクロ経済学、統計学とその応用に限り画一化・標準化する危険性があり、そうなれば、経済の歴史、制度、思想などについての教育を行うことが困難になることが予想されるという点にある。このような批判は「経済学分野の教育『参照基準』の是正を求める全国教員署名」運動になり、社会政策学会でこの運動に賛同する動きもみられる。

進化経済学会からも「参照基準改定版素案に対する意見書」(2013年11月5日公開)³⁾が出されている。参照基準は新古典派経済学を教えるためのカリキュラムのもとに作られており、進化の源泉である多様性を否定しているとする。「社会のあるべき姿はパレート基準で測ることができると、経済学は本当に合意しているでしょうか」といった説得力のある具体的な批判も展開している。

正に筆者が指摘した、抽象的にならざるを得ない参照基準が具体性を帯びたときに生ずるであろうとした問題が、いくつかの学会の反応として表れているのではないか。

(2013年11月28日)

3) <http://www.jafee.org/sanshokijun.html> 参照 (2013年11月26日アクセス)。